

平成19年7月3日

「FINA・D」修正に伴う「飛込競技規則」の変更

財団法人 日本水泳連盟
専務理事 佐野 和夫
飛込委員長 末弘 昭人

FINA競技規則の変更に伴い国内競技規則を変更します。
変更点は、捻りと回転を伴う逆立ち飛びの難易率計算基準、シンクロナイズドダイビング競技における演技方法と計算方法です。
本改定は、平成19年7月20日より適用いたします。

- 1.6.4 今回の追加により 6241は、捻りが半回なので、B・Cの適用となります。
6142・6144・6243・6245 は、二回宙返り・一回以上の捻りなので、B・CではなくDが適用されます。
6162・6261は、二回を超える宙返りなので、B・Cが適用されます。
- 3.7.4-5 高飛込にはもともと助走に関する制限はありませんでした。飛板飛込の助走に関する制限を緩和する但し書きの追加です。
- 9.7-8 一旦全審判員が採点をした後で審判長による宣言が為されるので、その後の処理の方法を追加して明確にしたものです。

	旧 規則	新 規則 (下線部 改定)
1.6.4	捻り演技において難易率計算に使用する型は以下の通りとする。(D1.6.4) ・半回の宙返りではA,B,Cを適用する。 ・一回ならびに一回半の宙返りではDを適用する。 ・二回以上の宙返りではB,Cを適用する。 ・逆立ちの一回、一回半ならびに二回の宙返りではDを適用する。	捻り演技において難易率計算に使用する型は以下の通りとする。(D1.6.4) ・半回の宙返りではA,B,Cを適用する。 ・一回ならびに一回半の宙返りではDを適用する。 ・二回以上の宙返りではB,Cを適用する。 ・ <u>但し、逆立ちの一回、一回半ならびに二回の宙返りに対して、一回以上の捻りを伴う場合にはDを適用する。</u>
3.7.4	女子シンクロ競技の5演技は4つ以上の群より選択すること。少なくとも1演技は前踏切を選択し、飛板飛込の場合には助走を伴うこと。(D 3.7.5)	女子シンクロ競技の5演技は4つ以上の群より選択すること。少なくとも1演技は前踏切を選択し、飛板飛込の場合には助走を伴うこと。 <u>但し、前踏切を2演技以上選択する場合に限り、1演技は立飛込で行っても良い。</u> (D3.7.5)
3.7.5	男子シンクロ競技の6演技は4つ以上の群より選択し、同群からの選択は2演技以下とすること。少なくとも1演技は前踏切を選択し、飛板飛込の場合には助走	男子シンクロ競技の6演技は4つ以上の群より選択し、同群からの選択は2演技以下とすること。少なくとも1演技は前踏切を選択し、飛板飛込の場合には助走 <u>但し、前踏切を2演技以上選択する場合に限り、1演技は立飛込で行っても良い。</u> (D3.7.6)
9.7	片方または両方の競技者が異なる番号の演技を実行したと判断した場合、審判長は全く失敗した演技であると宣言する。(D 9.7)	片方または両方の競技者が異なる番号の演技を実行したと判断した場合、審判長は全く失敗した演技であると宣言する。(D 9.7)
9.8	各審判員は異なる番号の演技が実行されたと判断した場合、審判長がそれに対して全く失敗したものと宣言しなくても0点を与える事ができる。片方2名の演技審判員が0点を出した場合、審判長は全く失敗した演技であると宣言する。(D 9.8)	各審判員は異なる番号の演技が実行されたと判断した場合、審判長がそれに対して全く失敗したものと宣言しなくても0点を与える事ができる。片方2名の演技審判員が0点を出した場合、審判長は全く失敗した演技であると宣言し、 <u>9人の審判員全員の採点を0点にする。</u> (D 9.8)